

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：職員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間10日以上とし、全員が毎年度1回以上の連続休暇を取得する。

<対策>

- 令和6年4月～ 有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年5月～ 休暇を取得しやすい環境を整備するため、職場の情報共有体制を見直し、必要な改善を図る。
- 令和6年6月～ 朝礼や職員会議において、ゴールデンウィーク期間、夏季等における連続休暇や、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等の際の休暇取得を促す。

目標2：ワーク・ライフ・バランス支援のための制度を職員に適切に周知し、利用を促進する。

<対策>

- 令和6年6月～ 職員が利用できる休暇・休業等の制度をまとめた一覧表を作成し、職員に周知する。
- 随時 各制度の対象となる職員を把握した場合は、個別に制度を周知し、利用を促進する。

目標3：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和6年4月～ 育児休業を予定する全職員について「育休復帰支援プラン」を策定する。
- 随時 育児休業の対象となる職員を把握した場合は、国や自治体等が行う支援制度について個別に周知し、取得を促進する。